

令和7年（2025年）12月25日（木）

# 滋賀県医師キャリア形成プログラムの変更について

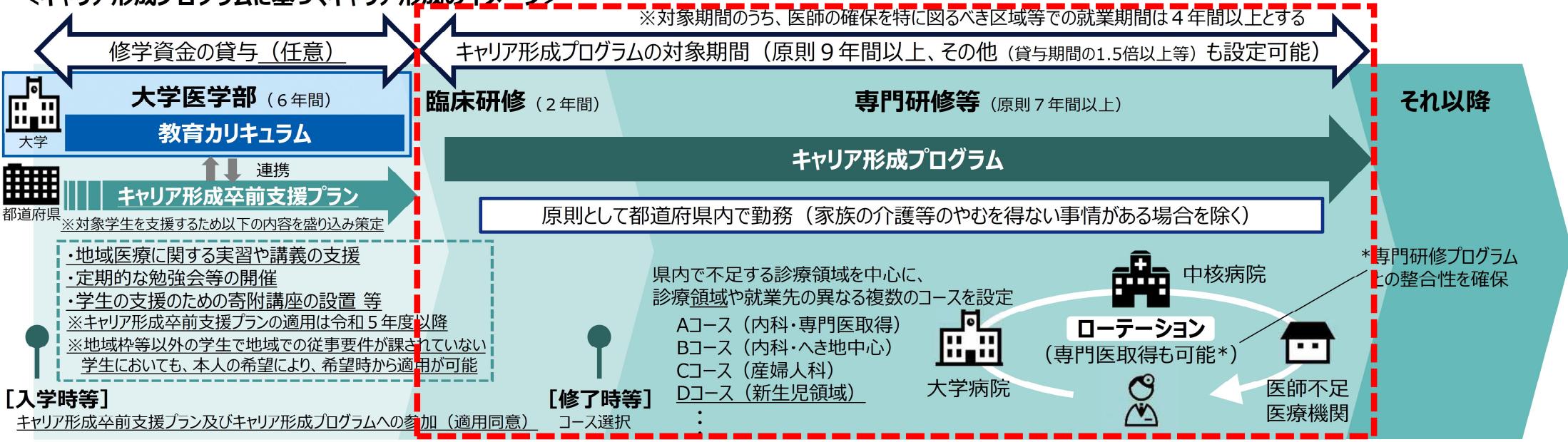
滋賀県健康医療福祉部 医療政策課

# キャリア形成プログラムの概要

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定

## ＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



## ＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- ・ 地域枠を卒業した医師 ←医師養成奨学金の被貸与者
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師 (平成30年度入学者までは任意適用)
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師 ←医学生修学資金の被貸与者

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

## ＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材 (キャリアコーディネーター) を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的に実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

医師養成奨学金・医学生修学資金の被貸与者が、

- “県内従事期間(義務年限)の満了”と“キャリア形成(専門医資格の取得等)”を両立できるように、  
キャリアパス((一社)日本専門医機構が認定する専門研修プログラム等)を明示したもの。
- 平成30年度以降に新たに貸与を開始した者は、必ず参加する必要がある。

# キャリア形成プログラムの策定等の手続 (キャリア形成プログラム運用指針(通知)より抜粋)

## (1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとするとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

## (2) 意見聴取

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という）の意見を聞くものとする。
- イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
- エ 都道府県は、対象医師又は対象学生から意見を聞いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。
- オ 都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取（例えば、各病院の研修環境、コース毎に選択できる病院、専門医等の資格を取得することや家族等の生活上の問題点など）を定期的に実施し、キャリア形成プログラムの充実や研修環境・勤務負担軽減の改善を図るものとする。その際、都道府県は、医療勤務環境改善支援センターの業務と整合的に行うものとする。

# 医学生向け貸付金制度の概要

	医師養成奨学金	医学生修学資金
貸与対象者	滋賀医科大学医学部に地域枠で入学した者	全国の医学生（滋賀医大生可）
貸与期間/金額	1～6年生、年額180万円（総額1,080万円） (学士編入生：2～6年生、初年度90万円(総額810万円))	～R 6：3～6年生、年額180万円（総額720万円） R 7～：入学初年度～6年生、年額180万円（最大1,080万円）
県内従事義務（免除条件）	<p>H29以前に貸与を開始した者</p>	<p>R 1以前に貸与を開始した者</p>
新制度（R 6改正後）	<p>H30以降に貸与を開始した者※</p>	<p>R 2～7に貸与を開始した3年生</p> <p>R 7以降に貸与を開始した入学初年度の者</p>
	※遡及適用について不同意の者を除く	同左

# 滋賀県医師キャリア形成プログラムの概要

## 目的

- 県内従事期間中のキャリアパスや取得可能な資格・技能をあらかじめ明示することにより、キャリア形成を支援し、本県の地域医療を支える人材を育成する。
- 県内医療機関等への就業や定着を促すとともに、県が指定する地域の医療機関等への派遣により県内の医師偏在解消を図る。

## 適用対象者

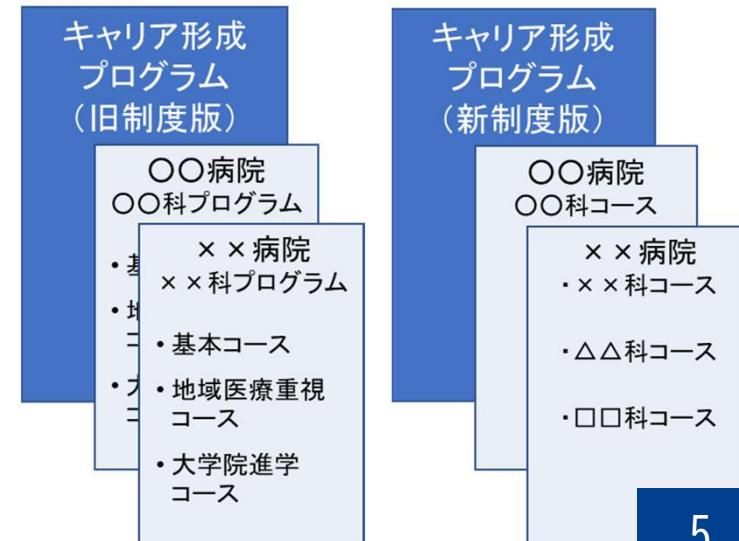
- 医師養成奨学金の貸与を受けた医師（平成30年度以降に新たに貸与を開始した者は必ず参加）
  - 医学生修学資金の貸与を受けた医師（同上）
- ※ 自治医科大学卒業医師に適用するキャリア形成プログラムは別冊で策定

## 内 容

- （一社）日本専門医機構が定めた専門研修プログラムにおける19の基本診療科のうち、県内に基幹施設がある診療科について、基幹施設別にコースを設定する。ただし、医学生向け貸付金の県内従事義務を満たすものとする。
- 対象期間、従事先医療機関、一時中断期間は、貸与要綱の規定に準じる。
- 貸与要綱の改正により、県内従事義務が大きく変更されたため、旧制度版（R6改正前）、新制度版（R6改正後）に分けて策定する。

## 適用方法

- 入学時にキャリア形成プログラムの適用について書面により同意を得る。
- 適用対象者は、臨床研修2年目の9月頃までに志望する診療科とコースを選択する。
- 知事指定期間における勤務先の決定については、地域医療対策協議会において決定する（旧制度版のみ）。



# 滋賀県医師キャリア形成プログラムの変更

## 方法

県内の専門研修プログラム基幹施設を対象に説明会を開催したうえで、コースの新規策定・変更について、照会・とりまとめを行った。

## 主な変更点

### 【旧制度版(R6改正前)】

- 研修先となる医療機関群の変更、取得可能な資格の追加、その他軽易な文言修正など。

### 【新制度版(R6改正後)】

- 新規コースの追加。
  - 近江八幡市立総合医療センター 循環器内科
  - JCHO滋賀病院 総合診療科
  - にしあざい診療所 総合診療科
- 研修先となる医療機関群の変更、取得可能な資格の追加、その他軽易な文言修正など。

# 滋賀県医師キャリア形成プログラムに関する意見聴取結果

## 方法

- 実施時期：令和7年11月18日(火)～11月28日(金)
- 対象：118名〔卒後、キャリア形成プログラムが適用される学生 95名  
キャリア形成プログラムが適用されている医師23名（新制度：12名、旧制度：11名）〕
- 方法：Google Form
- 回答者数：11名（学生：5名、新制度適用医師：4名、旧制度適用医師：2名）

## 主な意見

### 【旧制度版（R6改正前）】

- いくつかの診療科の例が挙げられていて分かりやすかったです。滋賀医科大学附属病院とその他の病院のプログラムの違いの有無などが知りたいと思いました。
- 入局が前提かどうかは知りたい。

### 【新制度版（R6改正後）】

- キャリアパス例がわかりやすかった。

### 【志望診療科を決めるときに参考したい情報】

- それぞれの診療科を選んだ医師、3年目と10年目の人の意見
  - 1日の働き方がどのようなものか
  - 県内の診療科ごとの女性医師の割合、県内の需要、就職先の病院における診療科ごとの研修に関する方針や指導医の考え方
  - 診療科を受診する患者さんの様子、年齢層や診療科で扱う疾患について
  - 診療科が滋賀医科大学の医局において行なっている研究内容やその規模について
- 】 キャリサポHPに掲載している「先輩医師のキャリア実例紹介」のブラッシュアップを検討